

第27回 参議院議員通常選挙

7/20日
投票日

～未来のために、
みんなで投票、
みんなに参加！～



◀選挙特設サイト
選挙情報、随時更新中！

投票のしかた

(1) 広島県選出議員選挙

最初に、うすい黄色の投票用紙を受け取ります。候補者の氏名を記入し、投票箱に入れてください。

うすい黄色の投票用紙

広島県選出議員選挙の投票

候補者名を書いて投票



(2) 比例代表選出議員選挙

次に、白色の投票用紙を受け取ります。候補者の氏名または政党その他の政治団体の名称もしくは略称を記入し、投票箱に入れてください。

白色の投票用紙

比例代表選出議員選挙の投票

候補者名または政党等名を書いて投票



投票できる人

平成19年7月21日までに生まれた日本国民で、令和7年4月2日までに市の住民票に記載され、引き続き居住している人。

投票所入場券

6月下旬から世帯員4人につき1通をまとめて送付しています。記載された投票所や投票時間などをご確認ください。届かない・紛失した場合は、本人確認ができるもの（マイナンバーカード・運転免許証など）を持って投票所で申し出てください。

投票のご案内（投票日当日）

【投票所】

お住まいの地域によって、投票所が異なります。

【投票時間】

7時～20時（久井・大和地域はすべて7時～19時）

※一部の地域では、上記の投票時間と異なる投票所があります。

投票所入場券に記載された投票所と投票時間を必ずご確認ください。お間違いのないようお越しくください。

投票所に変更があります

【投票所の変更】

投票区	投票所
沼田	沼田町公民館
大具	大和小学校（ランチルーム）

【その他の変更】 ※同敷地内での会場変更

投票区	投票所
糸崎東	第一中学校（多目的ホール）
本町	三原小学校（多目的教室）
小坂	沼北小学校（多目的教室）

期日前投票をご利用ください！

投票日に仕事やレジャーなどの予定がある人は、ぜひ「期日前投票」をご活用ください。

どの期日前投票所でも投票できます。とても便利ですので、ご都合の良い日時・場所を選んで、投票しましょう。

また投票日当日に悪天候が予想される場合も、期日前投票の対象となります。天候が心配なときは、事前の投票がおすすめです。

なお、投票のしかたは、投票日当日と同じです。初めての人も安心してご利用いただけます。

期日前投票所	期間	時間
市役所本庁舎（※1）	7月4日（金）～ 7月19日（土）	8時30分～20時
本郷生涯学習センター（※2）	7月13日（日）～ 7月19日（土）	
久井保健福祉センター 大和支所		
イオン三原店（※3）		10時～20時
福寿荘（久井町山中野）	7月10日（木）	10時～12時

※1 投票会場は、2階 会議室です。

※2 投票会場は、1階 第1・2研修室です。

※3 投票会場は、1階 店舗北側メンズ・ビジネス（紳士服）売場前です。

熱中症にご注意を

今回の選挙は夏の暑い時期に行われます。
投票の際は、**朝や夕方など涼しい時間帯の来場**をおすすめします。



日中の暑い時間は、水分補給や帽子の着用など熱中症対策を忘れずに！

不在者投票

【滞在先での不在者投票】

投票日や期日前投票の期間中に市内にいない人は、滞在先で不在者投票ができます。

三原市選挙管理委員会に、次のいずれかの方法で「不在者投票請求書兼宣誓書」を提出（請求）してください。

(1) 電子申請による請求

電子申請は、マイナポータルサイトからできます。

※オンライン上で投票することはできません。



▲電子申請はこちらから

(2) 直接または郵送による請求

三原市選挙管理委員会に「不在者投票請求書兼宣誓書」を郵送または持参してください。

■請求後の流れ

上記(1)または(2)の方法で請求後、三原市選挙管理委員会から投票用紙等が送付されます。届いた投票用紙等をお持ちのうえ、滞在先の市区町村の選挙管理委員会へ行き、不在者投票を行ってください。

【指定施設での不在者投票】

指定病院や老人ホームなどの不在者投票施設に入院・入所している人は、施設で不在者投票ができます。詳しくは、直接その施設にお問い合わせください。

郵便等投票

次のいずれかに該当する人で、**郵便等投票証明書**を交付されている人は、郵便等投票ができます。郵便等投票証明書の交付には申請が必要です。

障害などの区分	障害などの程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級
	免疫、肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症から第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

代理投票と点字投票

投票所では、すべての選挙人が安心して投票できるよう、次の制度が設けられています。

【代理投票】

ご自身で投票用紙に記入することが難しい人は、代筆による投票ができます。

投票所で投票管理者に申し出ると、補助者2名が付き添い、そのうち1名が選挙人の指示に従って投票用紙に記入します。もう1名は、その内容が指示どおりであるかを確認します。

【点字投票】

視覚に障害のある人のために、投票所には点字用の投票用紙と点字器が用意されています。点字での投票が可能ですので、安心してご利用ください。

選挙公報

選挙公報は、候補者や政党等の経歴や政見などを紹介するものです。

【新聞折込】7月10日（木）

【公共施設設置】市役所本庁舎や各支所など

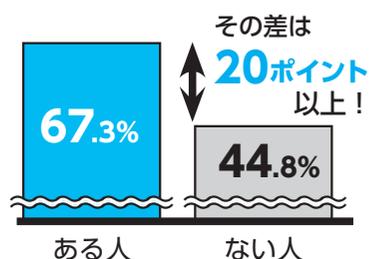
親子で一緒に選挙に行こう！

18歳未満のお子さんも、選挙人と一緒に投票所へ入ることができます。大人が投票する姿を見せることは、**将来の子どもたちの投票**につながります。



お父さんお母さんの背中を見て、子どもたちも将来投票へ

子どもの頃に親の投票についていったことのある人・ない人の投票参加の比較



※（公財）明るい選挙推進協会調査より

みらい 未来へとどけ、わたしたちの願い！



投票にコ～イ！

『選挙のめいすいくん』

問い合わせ先

三原市選挙管理委員会 事務局 (☎ 0848-67-6140)